

2006 日図協第 43 号
平成 18 年 3 月 8 日

経済産業大臣 殿

社団法人日本図書館協会
理事長 塩 見 昇

中古電気用品に対する電気用品安全法の運用について

平素から我が国の経済発展へのご尽力に対して敬意を表します。当協会は都道府県立や市町村立だけではなく、大学図書館や初等中等学校の図書館、各種法人や病院等が設置する図書館など、広く図書館界の進歩発展のために活動しております。

貴省におかれましては、知的財産政策を推進しておられますが、おしなべて新たな知的財産は過去の知的財産の上に創造されていくものと認識しております。図書館では書籍だけではなく音楽資料や映像資料等、多彩な知的財産を収集保存し、かつ次世代に伝えており、その意味で図書館界は新たな知的財産の創造に対して重要な役割を担っているものと自負しております。

音楽資料や映像資料は、その再生に電気用品が必要ですが、その中でも 16mm フィルム、LP 等のアナログレコード、ベータ方式のビデオテープ、レーザーディスクなどについては、既に新品の再生機器を入手することが、ほぼ不可能になっています。

このたびの電気用品安全法の全面施行にあたり、中古の電気用品の流通については販売等を行う業者に種々の条件が課せられることにより、PSE マークのない電気製品の買い取りを中止する中古物品販売業者が現れていることなどがマスコミで報じられており、上記媒体の再生機器の入手や維持がさらに困難になると予想されます。

このような事態は、図書館においてこれまで蓄積してきた上記媒体に記録された知的財産を利用することを著しく困難にし、ひいては次世代に伝えることが不可能となることを、当協会としましては大変憂慮している次第です。

電気用品安全法の一つの趣旨である、電気用品を安全に使用できる環境の重要性については十分理解できますが、過去の知的財産が有効に活用できることにより、新たな知的財産の創造を促がされ、我が国の文化や経済が益々発展することも重要です。

電気用品安全法が中古の電気用品も対象とすることについて、中古物品販売業者等へ周知され始めたのは、平成 18 年 2 月に入ってからのことと 3 月 1 日衆議院予算委員会第 7 分科会でも明らかになっています。販売する側だけではなく、購入し使用する側の混乱を避けるためにも、中古の電気用品については再度猶予期間を設ける等、混乱の生じない法運用をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、再生のために中古の機器を必要とする媒体を所蔵している図書館に対しては、特別の手續を必要としない従来通りの販売が可能となるような特段の例外措置を講じていただきたくお願い申し上げます。

以上